

(問35-6) 農家が集まりグループ認証を取得した有機農産物又は有機飼料の生産行程管理者に対し、登録認証機関は、グループの全ての構成員のほ場や施設に対して実地調査を実施しなければならないのですか。

(答)

登録認証機関は、有機農産物又は有機飼料の生産行程管理者について、対象のグループ（JAS法施行規則第27条第2号に該当する者）が1のとおり生産行程管理責任者等により適切に管理・把握されている状況を確認することにより、2のとおり、年次調査においてリスクに応じて抽出したほ場及び当該ほ場に関連する施設のみを対象として実地調査を行うことができます。

一方、新規認証の調査（又はほ場・施設追加の調査）に限っては、全てのほ場・施設（又は追加したほ場・施設）について実地調査を実施することが必要です。

なお、1の方法とするか従来の方法とするかは、認証事業者が選択するものであり、登録認証機関が強制するものではありません。

また、記録の確認については、これまでと同様、登録認証機関がリスクに応じ対象を抽出して調査することが可能です。

1 生産行程管理責任者等によるグループの生産行程及び格付の管理・把握の実施方法

(1) 次のとおりグループの生産行程及び格付の管理・把握を行っている。

① 生産行程管理責任者又は登録認証機関が指定する講習会において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理・把握に関する課程を修了した者が、全てのほ場・施設に対し、定期的（年1回以上。以下同じ。）に確認の上、生産行程の管理の実施状況を確認（※1）し、生産行程管理責任者がこれらの結果を把握している。

※1 当該確認は、確認対象のほ場・施設を直接管理する構成員とは別の者が行うこと。

また、格付担当者が複数置かれている場合、格付責任者が格付の実施状況を定期的に確認し、把握している。

上記のほ場・施設、格付の実施状況の確認は、定期的に行う他、問題が発生した場合、構成員の生産行程管理に疑問が生じた場合等、必要に応じて行っている。

② 上記①において不適合が認められた場合、適切な措置を講じている。

③ 上記①及び②に係る記録（※2）を作成している。

※2 ①の確認に係る記録（例）

構成員のほ場・施設、生産行程の管理の実施状況及び格付の実施状況の確認日、確認者及び確認結果等を記録

(2) 上記(1)の生産行程及び格付の管理・把握の実施方法について、規程類に具体的に定めている。

2 登録認証機関によるグループ認証に係る年次調査の実施方法

(1) 年次調査において、認証事業者の規程類に定められたとおり1(1)の生産行程及び格付の管理・把握が適切に実施されているかどうか確認する（※3）。

※3 確認方法（例）

・ 1(1)③の記録を確認するとともに、生産行程管理責任者等に1(1)①及び②の実施状況について聞き取りを行う。

・ 構成員に対する実地調査の際、次のとおり1(1)①及び②の実施状況について確認を行う。

－ 生産行程管理責任者等による1(1)①及び②の実施状況について、構成員

から聞き取りを行う。

- － 生産行程管理責任者等による 1 (1) ①の確認結果が、登録認証機関による生産行程の管理状況の確認結果と矛盾しないか確認する。

(2) 実地調査の対象とするほ場の抽出について

① 実地調査を行う対象として抽出するほ場の数は、リスク (※4) に応じ決定し、少なくとも 10 又は総ほ場数の平方根 (小数点第一位を四捨五入) の多い方の数以上とし、抽出したほ場及び当該ほ場に関連する施設の実地調査を行う。

② 登録認証機関がリスク (※4) に応じて実地調査の対象ほ場を抽出し、長期間にわたり登録認証機関が実地調査を行わないほ場及び当該ほ場に関連する施設が生じないよう調査を計画する。

※4 リスク要因としては、ほ場の周囲の状況、生産品目、使用資材、生産の方法、過去の不適合の状況、変更事項、各構成員の認証年数等が考えられる。

(3) 年次調査の結果、グループとしての生産行程の管理・把握が適切でないと判断された場合、登録認証機関の規定に基づき適切に是正処置要求等の措置を行う。